

Title	P・H・J・H・ゴスデン著 一八一五年から一八七五年までのイギリスにおける共済組合
Sub Title	P.H.J.H. Gosden; The Friendly Society in England, 1815-1875
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1964
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.57, No.12 (1964. 12) ,p.1058(118)- 1062(122)
JaLC DOI	10.14991/001.19641201-0118
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19641201-0118

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

P. H. J. H. Gosden 著

『一八一五年から一八七五年までのイギリスにおける共済組合』

(P. H. J. H. Gosden: The Friendly Society in England, 1815-1875, 1961, Manchester University Press.)

飯田 鼎

わが国の労働運動史研究は、周知のように企業別組合をめぐる賃労働の封建性⁽¹⁾の問題に焦点が当てられてきたように思われる。つまり、わが国における資本主義の発展の特殊性は、封建性に根強く彩られた賃労働——大河内教授のいわゆる賃労働における半農半工型——を創出せしめた結果、横断的労働市場の形成がさまたげられ、労働者は一企業内に緊縛されるに至ったというのであるが、この場合、たんに賃労働におけるいわゆる「封建的なるもの」にのみその企業別組合の原因を帰せしめることができるであろうか。わが国における資本主義研究史上において、「封建性」の強調は、いわゆる「講座派」の流れを汲むものであることはよく知られているが、そ

れは主として先進ヨーロッパ資本主義諸国をモデルとして純粋な「典型的」なもののみならず、その上でわが国のそれを「特殊的」として規定しているところから発している。「賃労働における封建性」なる観点も、イギリスにおけるプロレタリアートの形成をモデルとしていることから、企業別組合が、クラフト・ユニオンとの比較において問題にされていることはいうまでもない。

しかし、ひとつの国の組合の形態が企業別組合が圧倒的であるか、横断組合であるかは、それぞれその国の資本主義の成立の歴史にかかわることであり、産業資本成立過程における資本の賃労働把握のいかんにかかわることであり、それ以外の何ものでもありえない。むしろ問題は、西ヨーロッパ、とくにイギリスにおいて、労働力の横断市場が何故早くから成立していたのかが問われなければならない。こうした問題を考えるとき、われわれは何よりもヨーロッパ、とくにイギリスにおける強固な共済組織に注目しないわけにはいかない。その意味で、筆者は、ゴスデンのこの著をもっと興味深くよんだひとりである。

(1) 最近では、企業別組合の原因をめぐるものとしては、大河内一男教授「日本の労使関係の変遷」(日本労働協会雑誌、一九五九年三月)「企業別組合の歴史的検討」(労働運動史研究、一九五九年五月)および矢島悦太郎教授「企業別組合と二重構造の研究方法について——資本の一般法則の作用する「場の理論」」(経済学論叢第八号)が注目し値する。

二

本書は、つぎのような内容から成っている。

- 一、序論
- 二、組織の発展と地理的分布
- 三、地方組合と加入団体
- 四、財政的な安定の問題
- 五、お祝いと酒宴
- 六、共済組合の他の活動
- 七、共済組合と国家
- 八、共済組合と救貧法
- 九、一八七五年以後

いうまでもなく、著者の本書における叙述は、年代記的な発展を中心とする共済組合の活動の記録であるが、筆者の関心は、十九世紀における労働組合運動が、共済組合とどういう関係にあったかという点にある。従って、以下本書の紹介しないし問題点の指摘は、この視角からなされるものであることをおことわりしておく。

著者は序論において、十八世紀の後半に至って、建設された共済組合の数が急激に増加し、たとえば、一七四一—一七五〇年……三、一七五一—一七六〇年……八、一七六一—一七七〇年……二四、一七七一—一七八〇年……二七、一七八一—一七九〇年……四八。

十八世紀の半ば頃になって、共済組合がこのように増加しているのは、その時期における産業的発展や産業労働者の増大を意味する

ものであった。著者は、フレデリック・モートン・イーデン(Fredric Morton Eden)の「共済組合にかんする考察」(Observations on Friendly Societies, 1801)という著書によって、一七九三年の共済組合法のもので、五、二一七の地方共済クラブが存在したことを指摘しているが、もっとも注目すべきことは、「共済組合は、その当時の労働者階級の間の自助的運動(self-help movement)であって、オッドフェローズ(Oddfelloes)およびフォレストーズ(Foresters)のような大規模な影響力のある共済組合は、労働組合あるいは協同組合の領域におけるそれと比較できる組織よりも早く出現した。それらは、この時代を通じて、時間の上で先駆者であったばかりでなく、大きさの上でもまた先達者であった。彼らは、労働組合や協同組合よりは、はるかに多くの会員を擁していた」とのべているのは興味深い。すなわち十八世紀にすでに労働組合運動が盛んになる前に鞏固な基盤をもっていたという事実が重要である。なぜならば、労働組合は、共済組合法を利用し、はげしい弾圧の時期には、その基金を守るために、みずから共済組合と呼んだこともしばしばであった(2)。この両者の共存共栄の関係は、通常、酒場でその地方の集まりに共同で出席したことであったといわれる。結局、一八七二年までに四百万人以上の、いろいろな種類の人々がいたことはおそらく事実で、そのなかには埋葬組合(Burial societies)も入っていた。このような共済組合には、実にさまざまな型があり、当時の王立委員会(Royal Commission)は、それらをつぎのようなグループにわけていた。

一、支部組合(Affiliated societies or orders)

- 二、普通一般組合 (Ordinary large [or general] societies)
- 三、地方組合および他の純粹に地方的ではない保護者のある組合 (County societies and other patronized societies not purely local)
- 四、地方都市組合 (Local town societies)
- 五、地方村落および州組合 (Local village and county societies)
- 六、特殊な職業組合 (Particular trade societies)
- 七、配当組合 (Dividing societies)
- 八、貯蓄共済組合 (Deposit friendly societies)
- 九、徴集組合および埋葬組合一般 (Collecting societies and burial societies generally)
- 十、年金組合 (Annuity societies)
- 十一、婦人組合 (Societies of females)

これらも十八世紀から十九世紀にかけてのイギリスに、いかに多くの大衆的な自治組織としての雑多な性格をもつ共済組合が存在したかがわかるであろう。もちろん、これらのすべての組織の目的が、産業にたずさわる人々をして、その収入の余剰をもつて、病氣、虚弱および老齢の間の生活を維持させるものとして規定されなかつたけれども、ともかくそれらが、労働者階級に独立自治の精神を鼓舞したであろうことは想像に難くない。

しかも共済組合活動のもっとも盛んで、それへの加入者の非常に多くを占めていたのが、もつとも産業の発展したランカシア地方であったことは、やはり近代プロレタリアートが、労働組合に加入しつつも、この共済活動にも無関心ではなかつたことを示すもので

あり、一八一五年から七五年までの間に、この地方にいちじるしい発展をとげたオッドフェローズ・マンチェスター統一組合 (Manchester Unity of Oddfellows) は、その代表的なものであった。また、同じ時期に発展したフォレストアーズやシェパードズ (Shepherds) は、農業労働者の間で支持されたといわれる。

とくに、オッドフェローズやフォレストアーズ、もしくはシェパードズのような大規模な共済組合は別として、特定の工場もしくは仕事場において疾病および葬儀の費用の準備のために、労働者によってつくられた組合は、間もなく不況による失業や雇主との争いの場合のストライキ基金をつみたてることにより関心を示すようになり、その意味では労働組合に簡単に移行することがあったといわれる。このような場合、特定の職業の共済組合の多くは、労働組合の活動が、少くとも法律によって緩和されるようになる労働組合に移行したといわれ、たとえば、ブリストルの大工共済組合 (Carpenters' Friendly Union) は、大工組合の支部であり、やがてそれが、よりよく知られている労働組合の最強のひとつとなったといわれる (p. 65)。

共済組合がひとつの職種に限定されているところ、たとえば石炭業の炭坑クラブ (pit club)、鉄道共済組合の場合は、企業の労務政策的な意味において、雇主も醸出しており、従つてこのような場合、共済組織への加入は強制的であり、しかも雇主は、これを労働者の足どめ政策の具としたのであった。つまり、給付をあきらめて出てゆくのではなければゆるわけにはゆかなくなるようにされたのであった。この場合には、本来まったく自主独立の共済活動にたいして、

雇主が一定の政策的意図をもつて介入した例であるが、このような場合は、大体において例外であつたといつてよい。

著者によれば、会員の点からみれば、地方的な共済組合は、広く二つの種類に分けられる。(一)同じ職種に従う人々、(二)混合した職種 (mixed membership) であつて、一八一〇年頃の初期の労働組合は、いわゆる回結禁止法によって禁止されており、他方共済組合は、それが登録さえするならば認可されたのみならず、ある一定の法律上の特権さえ与えられた結果、労働組合が共済組合に偽装するばかりか、初期の共済組合は、みずから労働組合と呼んだことさえあつたといふ。しかし、その共済組合の基金が、組合員の病氣や死亡の場合の給付に用いられずに、もっぱらストライキ基金にもちいられた結果として、共済組合が崩壊してしまふことが少くなかつた。一八四四年、ストライキを決定したノーサンバランドやダーラムの炭坑夫の場合がそれであつた (p. 71)。このように、十八世紀から十九世紀にかけては、労働組合というものは、共済組合から完全に分化したとはいえない状態であつた。従つて共済組合には多くの雑多な職種の労働者が参加して、しかもそのなかで職種別の組合を結成していったという可能性も考えられるであろう。つまりいくつかの共済組合、たとえば、一七九〇年に建設されたプリンス・オブ・ウェールズ組合 (the Prince of Wales Society)、一八二二年のフリッツウ

などの組合は、刃物師 (二七六名)、とぎ師 (二〇七名)、製造業者 (七三名)、やすり製造工 (七三名)、銀細工師 (六二名)、鉄師 (五九名)、労働者 (五五名) …… というように雑多な職種の労働者をもつてその会員が構成され、この点では、労働組合とはまったく異なる組織形態であつた。

共済組合は、要するに多くの労働組合員がこれに加入して来たことは事実で、とくにマンチェスター・オブ・オッドフェローズの如きは、その当時の高給熟練工である綿業労働者、印刷工、大工、靴工などの会員を擁していた。これらの労働者は、炭坑夫を除いて、多く、トランピング (tramping) と称して渡り歩く慣習があり、それは、職人および労働者としての腕を錬磨すること、それとは別に、失業の結果、あるいはよりよい職につく機会を求めて渡り歩くことであつた。これはいわゆる横断的な労働力市場形成のための必要な前提としての労働力移動の自由を意味していた。共済組合こそ、この「渡り歩き」を促進させたのであつた (p. 72)。

イギリスにおけるクラブ・ユニオンの結成にとつて、この渡り歩きトランピングのもつ意義は決して少なくないが、その更に根本的な原因を考えてみると、どうしてもイギリス全体に網の目のようにはられていた共済組合の存在を無視することができない。

最初に指摘したように、わが国の企業別組合の特殊性、その生成の歴史的要因を考える場合に、いわゆる「賃労働における封建性」あるいは「大企業による熟練労働力支配」もしくは、アジア的共同体論というように、わが国の資本主義発達の特異要因だけを強調す

イルズ組合 (the Tradesmen)、一八三五年のバーミンガム・リフ

るのは正しくない。なぜなら、わが国の企業別組合の再検討がイギリスを中心とするヨーロッパの横断組合を念頭に描いている以上、イギリスの労働市場は何故に、横断的な形成をみたのか、この問題をぬきにしては日本の企業別組合論の研究はもはや何らの成果を生まないであろう。その場合、ただたんに、イギリスにおける労働者階級の創出過程の分析だけでなく、まさしくその賃労働の担い手たる労働者の側における主体的な動き、たとえばその組織としての共済制度の如きも決して無視されてはならない。

本書についてその内容を検討し紹介すべき点はあまりにも多い。筆者は、わが国において、自然発生的且つ自主的な大衆組織が、明治以来健全に育つことができず、従って大衆の組織化の困難を現時点においても痛切に感じている。わが国における企業別組合の組織形態は、横断的な大衆組織の欠如と深く関連しているような気がし

てならない。イギリスをはじめヨーロッパ諸国における共済制度のきわめて早期の発展をみると、そのことを殊更に深くするものである。本書をよむに従って筆者は、イギリスには何故にかくも自主的な大衆組織が早くから広はんに根をおろしたかについて更めて考えさせられたのである。

わが国における企業別組合は、もはやその限界にきているといわれ、企業別組合からの脱皮が叫ばれてからすでに久しい。その条件はどこにあるのか。「賃労働における封建性」論や「アジア的共同体」論では、ますます宿命論的な視点におちいるのではなからうか。こうした疑問について、ゴスデンのこの著は、それを読む者にたいし、その問題への接近のためのひとつのヒントを与えるにちがいない (H. Gosden)。

—一九六四・一〇・一四—

新刊紹介

アジア経済研究所
研究参考資料第六八集

『アジア経済の長期展望』

ここ数年、学生諸君の間で、低開発国問題、そしてとくに東南アジア諸国の経済開発問題を卒業論文のテーマとされる人が頗る多い。ことに最近における南北問題の展開や、今春の国連貿易開発会議の開催などを契機として、この傾向はさらに増強されるのではないかと想像される。

もちろんこれまでも、アジア経済に関する幾多の著作や論文が発表されており、研究上の参考文献にはこと欠かない筈である。しかし問題の把握に際して、先ず基礎的な参考書と取り組む必要は、少しも変わらない。その意味でこれまでアジア経済の研究を志す学生諸君に、必ず一読を薦めていた本に、今では少し古くなったが、日本エカフエ協会編「アジア経済発展の基礎理論」(一九五九年、中央

公論社刊)がある。

それは題名の如く、理論的解明に重点をおき、二十九篇の論文集かり成り、当時としての日本のアジア経済研究の水準を示すものであった。しかし同書に欠けたところは、実証的分析による裏付けの欠如ということであった。

ところで「アジア経済の長期展望」は正しくその欠を補うに足るものと評価できる。本書には日本で最大の組織をもつアジア経済研究所が二年余りの歳月と百名を越える研究者を投入し、わが国では最初のアジア経済研究に計量的手法を導入して行われた実証的な研究の成果である。

それは一九七〇年を対象年次として、日本および共産圏諸国を除く十八ヶ国をとりあげ、そのうち十ヶ国についての総体展望と共に、各国についての国民総生産と主要商品二七品目に関する需給予測を行っている。

本書の具体的内容について触れている余裕を有しないが、例えば東南アジア諸国の国民総生産の成長率が、七〇年までの一〇年間に年平均四・一%(一人当り一・八%)と計算されている。独立に伴う経済開発の実行にも

拘らず、まだまだ東南アジア諸国の経済発展の前途は決して明るくない点を、読者は容易に読みとるであろう。

それよりも学生諸君にとって貴重なのは、とまれこうした大著に取り組むことにより、アジア経済の実態と展望についての知識を備えた後、各自の研究テーマを決めることが望ましい。(東大出版会刊・B5・八〇〇頁、二、一〇〇円)

—山本 登—

片山謙二 共著
狭間源三

『自由化とブロック化』

本書は片山謙二、狭間源三両氏の共著となつてゐるが、実際には両氏の関係しておられる関西EBC研究グループのメンバー、行沢

新刊紹介